

# SNSで誘われて… もしかして悪質商法かも!

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン



-  マルチ商法  
マルチまがい商法
-  架空請求  
不当請求
-  アポイントメント  
セールス

相模原市消費生活総合センター

消費者ホットライン ☎ 局番なしの **188**

消費生活に関する安全・安心情報をお届け！消費生活メールマガジン・LINEマガジン配信中！



・メールマガジン



・LINEマガジン



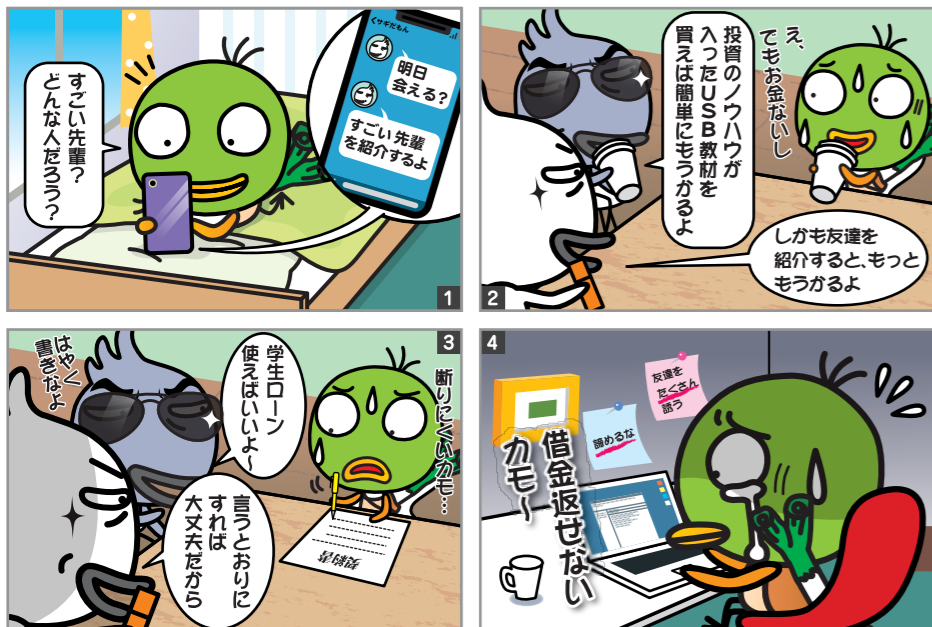
登録はこちらから

# ウマイ話には裏があるかも…!



# 困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

## ■ マルチ商法・マルチまがい商法



販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法も増えています。

### カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達や先輩から誘われても、きっぱりと断る!

### こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘する仕組みのため、今度はあなた自身が加害者に…

## ■ 架空請求・不当請求



「支払わないと法的手続きに入ります」などと根拠のないSMSを送り付けて連絡させようとする架空請求が多発。アダルトサイトなどでクリックしたら「登録完了」などの表示が出て、高額な料金を請求されるワンクリック請求もあります。

### カモにならないために…

- 慌てて、電話やメールをしない。記載されているURLに安易にアクセスしない。
- 身に覚えのない請求には、応じない。
- 受信・着信拒否設定などの対策をとる。

### こんな目にあってしまうかも…

- 慌てて連絡すると、自分の個人情報を教えることになり、次々と連絡が来る。
- 一度でも支払うと、さらに支払いを請求してくる。

## ■ アポイントメントセールス



販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。

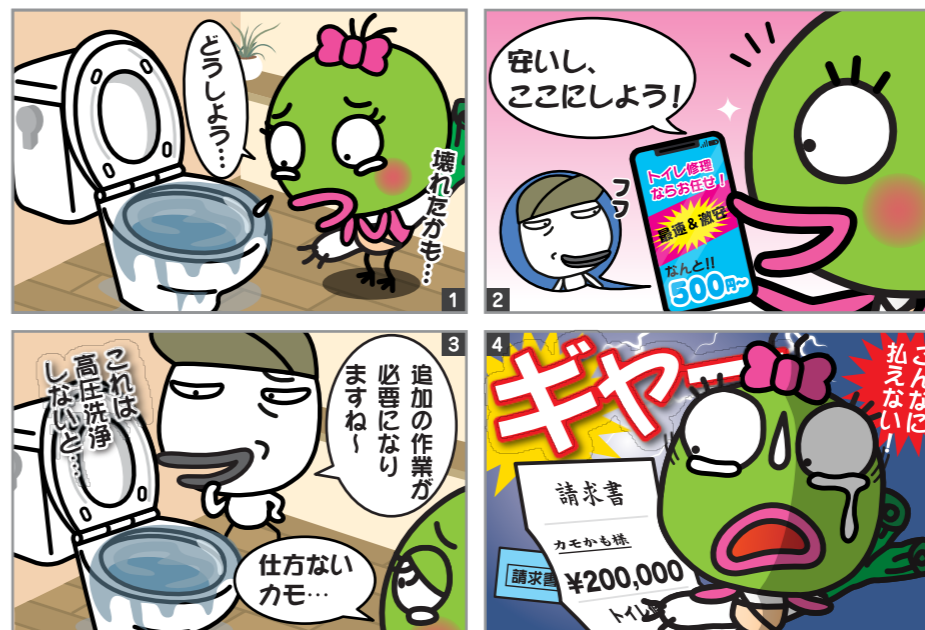
### カモにならないために…

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

### こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「無料セミナーを受けないか」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

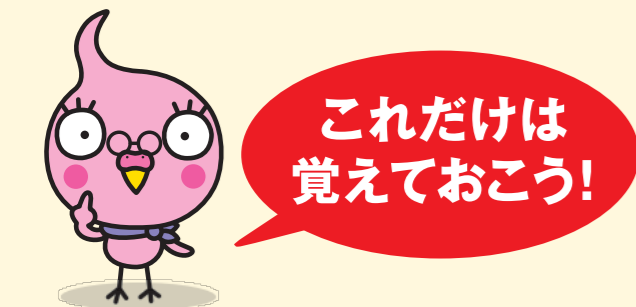
## ■ ネット広告等をきっかけとしたトラブル



ネット広告を見て修理を依頼したところ、事業者から広告とかけ離れた高額な請求をされて、トラブルになるケースが見られます。

### カモにならないために…

- 「500円〜」などの表示がある場合、実際にはその価格より高額になる可能性があるため、表示内容をうのみにしない。
- 作業を依頼する前に、複数社の見積もりをとる。
- 事前に住宅メーカーや施工業者などに緊急時の対応について相談しておく。



「簡単にもうかる」「特別」など、ウマイ話を安易に信用しない!



悪質商法カモ? と思ったら、消費生活センターへ相談!



専門の相談員が、解決のお手伝い!





# 契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、

## 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

### ■クーリング・オフの手続きの手順

1

契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

2

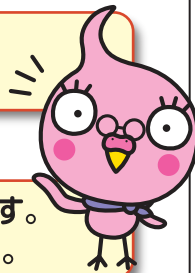
ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3

ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

4

支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。



### ■ハガキの書き方の例

#### 通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
販売会社 株式会社××××□□営業所  
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返し、  
商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇〇〇

### ■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス等) ..... 8日間
- ・電話勧誘販売 ..... 8日間
- ・連鎖販売取引 (マルチ商法) ..... 20日間
- ・特定継続的役務提供 (エステティックサロン・語学教室等) ..... 8日間
- ・業務提供誘引販売取引 (サイドビジネス商法等) ..... 20日間
- ・訪問購入 (いわゆる訪問買取) ..... 8日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品 (化粧品・健康食品) で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

## 相模原市消費生活総合センター

### 消費者ホットライン

い や や  
☎ 局番なしの 188

相談時間 月～金曜日 (祝日を除く) 9:00～16:00  
第2・4金曜日 9:00～18:00  
土日祝日 9:00～12:00、13:00～16:00  
※年末年始(12/29～1/3)を除く



### 消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。

「これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか?」

困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。